

東京グローバルパートナー奨学金プログラム

奨学金制度に係る手続きの注意事項

国際課留学生交流係

2025 年 4 月

1. 東京グローバルパートナー奨学金プログラムの目的

東京グローバルパートナー奨学金プログラムは、東京都立大学大学院に在籍する優秀な留学生を対象とする奨学金制度です。

世界各国の留学生と協働し、イノベーションを起こす教育・研究ハブとして、東京ひいては世界の発展に貢献することを目的としています。

2. 帰国後の責務

留学生は、留学期間終了後、留学により習得した知識や技術を活用し、東京ひいては世界の発展に対して貢献するとともに、高度知日派人材ネットワークの形成に協力し、東京と諸外国・地域との相互理解・友好親善関係の推進に寄与するよう努めなければなりません。

3. 東京グローバルパートナー奨学金プログラム 外国人留学生の期間

東京グローバルパートナー奨学金プログラムの奨学金支給期間は以下のとおりです。

博士前期課程：標準修業年限 2 年間（例：2025 年 4 月～2027 年 3 月）

博士後期課程：標準修業年限 3 年間（例：2025 年 4 月～2028 年 3 月）

奨学金の支給は日本に到着した月から開始されます。

4. 入学者への支援

(1) 授業料

博士前期課程標準修業年限（2 年間）又は博士後期課程標準修業年限（3 年間）の授業料を免除します。

(2) 奨学金

博士前期課程標準修業年限（2 年間）又は博士後期課程標準修業年限（3 年間）、奨学金を支給します。

(3) 帰国時の航空券

対象者は奨学金支給期間内に博士前期課程、博士後期課程を修了、または単位取得満期退学し、帰国する学生です。成田空港又は羽田空港から留学生居住地最寄りの国際空港までの片道航空券を支給します。

【帰国旅費が支給されない場合】

(ア) 休学、退学した学生には帰国航空券を給付しません。（標準修業年限内に課程修了に必要な単位を取得し退学する場合を除く。）

(イ)所定の期日までに帰国しない者。原則、3月に課程修了する場合は、3月中に帰国しなければなりません。

(ウ)留学生期間（奨学金支給期間）中途において、個人の都合で帰国する者。

(エ)日本国内の企業や大学に就職する等、留学生期間終了後、帰国せず引き続き日本国内に留まる者。（一時帰国の為の帰国旅費申請は認められません）

※本奨学金による航空券の支給を受けたものの、航空券支給対象者外であることが判明した場合、航空券の費用について返還を求めることがあります。

5. 奨学金の支給手続き

(1) 奨学金振込の銀行口座

奨学金は銀行振り込みで支払います。皆さんは大学へ以下の情報をメールで提供してください。大学への口座情報の登録は、大学の事務局で行います。

- ・通帳
- ・在留カード
- ・学生証
- ・口座登録依頼書

(2) 毎月の在籍確認

オンラインにより在籍確認を実施します。オンラインによる在籍確認の方法は毎月の在籍確認日の前日に国際課よりメールをお送りします。

(3) 奨学金支払日

奨学金の支払日は月により異なりますが、基本的には月末に口座へ振り込まれます。

ただし、入国した日がその月の初旬より遅い場合、奨学金は翌月末にまとめて2か月分が支払われることもあります。これは、大学における毎月の会計処理の締切りが決まっており、また、銀行口座の開設と大学への口座情報の登録に時間がかかるためです。

(その他)

私的な理由により月初めの3日の間にサインができない場合は、その月の奨学金は支給しません。月の途中で帰国した場合には、その月の奨学金は翌月に2か月分がまとめて支払われます。

ただし、指導教員の指示のもと、研究にとって不可欠な海外（出身国を含む。）の現地調査のため長期に渡り日本を不在にし、在籍確認のサインが行えない場合には、指導教員による代理署名をもって在籍確認の署名とします。必ず事前に国際課へ申請してください。

学生が1か月すべて都立大を不在にできるのは、1年度の間に3回までです。それを超えて研究に必要な出張をする必要がある場合は、事前に留学生・留学委員会での審議が必要となります。必ず出張開始前に研究科長の承認を得た依頼書を国際課に提出して承認を得てください。

6. 日本を出国する場合

一時帰国等で日本を離れる場合は、「一時帰国・外国旅行届」を、事前に提出してください。

各種様式は国際課 HP でダウンロードしてください。[各種様式・オリエンテーション資料-東京都立大学国際センター | TMU International Center](#)

7. 奨学金受給証明書

国際課では、本学に在学する東京グローバルパートナー奨学金プログラム留学生の奨学金受給証明書を発行しています。ビザの申請等で必要な人は、国際課に申請してください。発行は申請から 1 週間程度かかります。余裕をもって申請してください。

8. 注意事項

- (1) 入学時の誓約や本大学の規則及び規程等に著しく反する行為を行った場合は、退学勧告の上、上記の支援を打ち切ります。また状況に応じて、入学料及び上記の支援を行った金額の請求又は返還を求めることがあります。
- (2) 上記の他、在籍確認ができない場合等は、「授業料免除の停止」「奨学金の給付停止」を行うことがあります。
- (3) 留学期間中、他の奨学金等の経済的支援制度に申請したときは、支援を取り止めます。ただし、課程修了後に受給を開始する奨学金等への申請についてはこの限りではありません。
- (4) この奨学金の受給者は、修士又は博士の学位を取得するため、学業及び研究に専念する義務があります。アルバイト等の正課外の活動により、学業及び研究が疎かにならないように注意してください。

9. 年次総会

例年、11 月頃に年次総会を開催します。この年次総会は、入学年度、研究分野の垣根を越えて全ての参加学生に交流の機会を提供することを目的としています。在籍学生、修了生、教員、そして東京都の役職者が一堂に会しますので、必ず出席してください。

10. 日本語短期集中コース

2025 年度に入学した東京 GP 学生に向けて、3 日間の日本語短期集中コースをオンラインで提供します。コースはスターターコース、初級 1、初級 2 の 3 タイプです。受講は任意で、無料で利用頂けます。詳細は 8 月末ごろ、メールでお送りします。

11. 窓口の確認

問い合わせをする時に、誰に連絡すればよいかは下記の表を参考にしてください。迷った場合はどちらに連絡しても大丈夫です。

国際課	東京 GP 奨学金のこと。出張に関する届出。奨学金受給証明書の発行。
部局の教務係	履修登録など履修に関すること。休学、退学等学籍に係ること。
CHIKYUJIN	行政手続き、病院・保険に係る相談（病院への同行含む）、携帯電話の購入や契約手続き、クレジットカードの手続き、その他生活全般の

	手続き。
--	------

[連絡先] tokyohrf@jmj.tmu.ac.jp

[担当者] 砂押、LI

東京都立大学 国際課 電話 : 042 677 2030